

南砺市個人情報保護制度の実施状況（公表）

令和６年度における保有個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する実施状況は下記のとおりです。

記

（単位：件）

区分 実施機関		開示請求	決定等内訳				訂正請求	利用停止請求	審査請求
			開示	部分開示	非開示	その他			
市長	総合政策部	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務部	6	1	5	0	0	0	0	0
	市民協働部	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブランド戦略部	0	0	0	0	0	0	0	0
	ふるさと整備部	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域包括医療ケア部	4	4	0	0	0	0	0	0
	会計課	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	10	5	5	0	0	0	0	0
教育委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
議会		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		10	5	5	0	0	0	0	0

<用語の説明>

① 決定等内訳については、それぞれ次のとおり

- ・「開示」とは、請求者等の求める保有個人情報を全て開示する場合をいう。
- ・「部分開示」とは、開示することが不適当なものとして条例で定める非開示情報が請求者等の求める保有個人情報の中に記載されているときに、非開示情報を除いて開示する場合をいう。
- ・「非開示」とは、請求者等の求める保有個人情報に記載されている全ての情報が、開示することが不適当なものとして条例で定める非開示情報に該当するときに、開示しない場合をいう。また、「不存在」及び「存否応答拒否」も含む。
- ・「その他」とは、開示請求等の後に請求者等から請求を取り下げる場合等をいう。

② 「審査請求」とは、実施機関が行った裁決について請求者等に不服があるときの請求をいう。